

年 度		1 現年度		2 新年度		3 両年度	
		特別徴収義務者 指 定 番 号					
		宛 名 番 号					
		担 連 当 絡 者 先	所 属				
			氏 名				
番号の記載に当たって左端を空欄とし右詰		者 先	電 話				
				内線 ()			
異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法					
年	 右から番号を記入	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死別 5. 支払 6. 少額 7. 合算 8. その他 9. 事由・理由	職 ・ 長 ・ 不 定 ・ 期 散 他	 右から番号を記入	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		
月							
日							

八重瀬町長殿 令和 年 月 日提出			〔 特別徴収 給与支払者 〕 〔 義務者 〕	所在地	〒															特別徴収義務者 指 定 番 号			
				フリガナ																宛 名 番 号			
				氏名又は名称																担連 当 絡 者 先	所 属		
				個人番号 又は法人番号															←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載		氏 名		
																	電 話	内線 ()					
給 与 所 得 者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) － (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法						
	氏 名																						
	生年月日	年 月 日																					
	個人番号																						
	受給者番号 (任意)											円	月 から 月 まで	円	月 から 月 まで	円	年 月 日	1. 退 職 ・ 長 期 勤 務 欠 損 2. 休 職 ・ 長 期 勤 務 欠 損 3. 死 亡 4. 支 払 少 額 ・ 不 定 額 支 払 5. 合 併 解 散 6. そ の 他 7. そ の 他 〔 事由・理由 〕	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)				
	1月1日 現在の住所																						
異動後の 住 所																							

1. 特別徴収継続の場合																		新しい勤務先へは、月割額							円を			
新 し い 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号								新規	法 人 番 号														月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。				
	所 在 地	〒									担 当 者 連 絡 先	所 属																
	フリガナ											氏 名													受給者番号 (任意)			
	氏名又は名称											電 話	内線 ()												納入書の要否 (新規の場合のみ記載)			右から 番号を 記入

2. 一括徴収の場合					
理 由	右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、
			月 日	円	月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。

3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

1. 「宛名番号」の欄には「特別徴収税額通知書」に記載された宛名番号を記入してください。
2. 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上蘭の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
3. 新勤務先では「1.特別徴収継続の場合」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地（課税地）の市区町村に送付してください。
4. 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。